

# 青森大学入学試験実施規程

## (目的)

第1条 この規程は、青森大学学則第17条の規定による入学者の選抜を適正に行うため、その運営について必要な事項を定めることを目的とする。

## (選抜の方法)

第2条 本学への入学志願者の選抜は、調査書、学力検査、小論文、面接その他能力・適性に関する検査等により、推薦入学試験、一般入学試験、AO（アドミッションオフィス）入学試験、大学入試センター試験利用入学試験及び社会人特別入学試験に分けて行う。

## (入試管理委員会)

第3条 入学試験の企画及び実施についての統括、並びに選抜方法の調査研究のため、入試管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

2 管理委員会は、次の者をもって組織する。ただし、学長が必要と認めたときは、他の教職員を委員として加えることができる。

- (1) 各学部長
- (2) 各学科長
- (3) 各学部の入学者選抜委員のうちから各1名  
削除
- (4) 事務局長及び入試課長

3 管理委員会に委員長を置き、学部長の中から学長がこれを命ずる。

4 第2項第3号の委員は、学長がこれを命ずる。

5 管理委員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

## (入学者選抜委員会)

第4条 入学者選抜の具体的な実施のため、学部ごとに入学者選抜委員会（以下「選抜委員会」という。）を置く。

2 選抜委員会は、次の業務を行う。

- (1) 入試要項の作成
- (2) 入学許可者の選考基準及び合格予定者の決定
- (3) 入試終了後に入試総括書の作成

3 選抜委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 学科長
- (3) 学部の教授及び准教授のうちから3名

4 選抜委員会に委員長を置き、学部長がこれにあたる。

5 第3項第3号の委員は、学部において選出し、学部長がこれを命ずる。

6 選抜委員の任期は、第3条第5項の規定を準用する。

(専門委員)

- 第5条 学力検査、小論文の出題及び採点の実施のために、出題専門委員及び採点専門委員を置く。
- 2 専門委員は、管理委員会の推薦により学長が命ずる。
  - 3 専門委員の任期は、第3条第5項の規定を準用する。

(合格者の決定)

- 第6条 選抜委員長は、合格予定者を決定したときは、教授会において審議し、学長に報告するものとする。
- 2 学長は、前項の報告に基づき、合格者を決定するものとする。

(庶務)

- 第7条 管理委員会及び選抜委員会の庶務は、入試課において処理する。

附 則

1. この規程は、平成9年4月1日から施行する。
2. 青森大学入学者選抜規程（昭和43年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成24年9月19日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。